

魚津市立住吉保育園民設民営化等に係る三者協議会設置要綱

(設置)

第1条 住吉保育園の民設民営化及び上口保育園との統合並びに移管後の新園の運営にあたり、円滑な引継ぎを行うため、魚津市立住吉保育園民設民営化等に係る三者協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次の事項を協議する。

- (1) 移管後の新園の保育・教育に関すること。
- (2) 運営の引継ぎ及び共同保育の内容に関すること。
- (3) その他、新園の運営に関し必要なこと。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 上口保育園及び住吉保育園の保護者代表
- (2) 移管先法人
- (3) 魚津市
- (4) 前各号に掲げる者のほか、住吉保育園の民設民営化に関し必要な者

(会長及び副会長)

第4条 協議会に、会長1名、副会長1名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故等がある時は、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会長は、協議会の会議を招集し、その議長となる。

2 協議会の会議は、移管実施年度終了までの間、年1回以上開催するものとする。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、民生部こども課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が三者協議会に諮って定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。